

物品供給契約書（案）

供給すべき物品の表示

パワーデバイス評価・解析装置 一式

代金額

金〇〇〇〇円也

うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金〇〇〇〇円也

公益財団法人京都高度技術研究所（以下「発注者」という。）及び〇〇〇〇（以下「供給者」という。）は、上記の物品（以下「物品」という。）について、上記の代金額で供給契約を締結する。

（物品の供給）

第1条

供給者は、発注者に対し物品の供給をするものとする。

2 この契約において、供給者が履行すべき給付内容は、要求仕様書及び供給者が入札に際し提出した入札機器の仕様書その他の書類で明記されたものとする。

（物品の納入及び検査）

第2条

物品の納入期限は、平成26年3月25日とする。

2 物品は、公益財団法人京都高度技術研究所（京都市下京区中堂寺南町134番地）に納入するものとする。ただし、前項の納入期限までに物品を納入できないときは、双方協議のうえ、別途定めるものとする。

3 発注者は、物品納入後、14日以内に物品の検査をするものとする。

（代金の支払）

第3条

代金は、物品納入後1回で支払うものとする。

2 供給者は、納入書及び代金の請求書を発注者に送付するものとする。

（契約保証金）

第4条

契約保証金は、免除する。

(必要な細目)

第5条

この契約についての必要な細目は、別紙の物品供給契約基準によるものとする。

(協議)

第6条

この契約について、発注者供給者間に紛争が生じたときは、双方協議のうえ、これを解決するものとする。

2 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者供給者間において協議して定めるものとする。

(管轄裁判所)

第7条

この契約に関する訴えの管轄は、京都地方裁判所とする。

上記契約の成立を証するため、発注者供給者は次に記名し、押印するものとする。

この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

平成 年 月 日

発注者

京都市下京区中堂寺南町134番地
公益財団法人京都高度技術研究所
理事長 西本 清一

供給者

〇〇市〇〇区〇〇〇〇〇〇〇〇
株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
代表取締役社長 〇 〇 〇 〇